

## 相続税の納税猶予に関する適格者証明願添付書類一覧

書類の種類		備 考 ( )内は書類の発行先
<input type="checkbox"/>	1 農業経営の実態証明	相続人の住所が他市町村の場合 (住所地の農業委員会)
<input type="checkbox"/>	2 住民票(相続人)	(市民課)
<input type="checkbox"/>	3 戸籍謄本(相続人)	(市民課)
<input type="checkbox"/>	4 除籍謄本(被相続人)	(市民課)
<input type="checkbox"/>	5 申請地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)	(法務局)
<input type="checkbox"/>	6 位置図	縮尺 1/5,000~1/25,000
<input type="checkbox"/>	7 公図の写し	(法務局)
<input type="checkbox"/>	8 固定資産税評価証明書 又は課税台帳兼名寄帳写	(資産税課)
<input type="checkbox"/>	9 遺産分割協議書	相続関係図等、付随する書類も添付
<input type="checkbox"/>	10 地積測量図(縮尺 1/600)	一筆の土地のうち一部について納 税猶予を受ける場合
<input type="checkbox"/>	11 納税猶予の特例適用の農地等該当証明書	生産緑地の場合 (都市計画課)
<input type="checkbox"/>	12 仮換地証明書	仮換地中の場合 (区画整理施行者)
<input type="checkbox"/>	13 委任状 ※署名(自署)又は記名押印が必要です。	代理申請の場合

\*申請内容により、上記の他に添付書類が必要になる場合があります。

\*証明願の提出部数は2部、添付書類の提出部数は全て1部です。

\*公的機関発行の書類は、申請日時時点で発効から3ヶ月以内のものに限ります。

\*書類の原本還付を必要とされる場合は、原本と写しを合わせてお持ちください。

\*仮換地中の場合、特例適用農地等の明細書には従前地と仮換地を併記してください。